

観音寺市入札心得（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務 電子入札案件用）

令和6年2月13日 制定

（総則）

第1条 観音寺市（以下「市」という。）の建設工事に係る制限付き一般競争入札及び指名競争入札、測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札を行うものうち、電子入札システム（市が行う入札に関する事務を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号）その他関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるものとする。

（入札の参加）

第2条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

- 2 建設工事に係る制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を工事現場に配置することができない入札参加者は、入札に参加できない。
- 3 入札参加者は、契約条項、設計図書、現場その他の条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 設計図書等については、市に対して質問をすることができるものとし、質問及びこれに対する回答に係る手続に関しては、公告（指名競争入札にあっては、案件ごとの入札情報等）において定める。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、電子入札システムによる入札書を提出するまでは電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書提出後の辞退は原則として認めない。

- 2 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 3 第10条の規定により再度入札を行う場合は、当該入札参加者に対して前2項を準

用する。

4 電子証明書が取得できていない等の入札参加者は、観音寺市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）11(8)の規定を準用し、辞退届を契約担当者に提出するものとする。

5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札の中止又は延期）

第5条 緊急その他やむを得ない場合又は入札に関し不正行為がある等により、明らかに競争入札の実効がないと認められる場合は、入札を中止し又は開札を延期することがある。

2 システム障害等により入札を行うことができない場合は、契約担当者の指示に従わなければならない。

（入札の手続）

第6条 案件の発注に当たって電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、紙による申請書（添付書類を除く。）や入札書の提出は原則として認めない。

2 代理人が入札しようとするときは、あらかじめ定める期限までに委任状を契約担当者に提出しなければならない。

3 前項の代理人は、他の入札参加者を代理することができない。

4 提出した入札書の引換え、書換え又は撤回は認めない。

5 第1項の規定にかかわらず、電子証明書が取得できていない等の入札参加者は、運用基準11の規定に基づくものとする。

（入札金額の入力要領）

第7条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、次の各号に掲げる方法で金額を入力しなければならない。

(1) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額

の110分の100に相当する金額で入力すること。

(2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。

(入札の無効)

第8条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一事項について、2以上の入札書を提出したとき。
- (2) 入札参加者に談合の事実が明らかと認められたとき。
- (3) 工事費内訳書の提出を求めた入札で、工事費内訳書を提出しなかったとき、又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたいとき。
- (4) 入札金額に千円未満の端数があるとき。
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、納付がないとき、又は不足するとき。
- (6) 電子入札システムによる入札書が指定の日時までに到達しなかったとき。
- (7) 電子証明書を取得していない等の入札参加者が入札をしたとき。
- (8) システムの不正利用又はICカード等の不正使用により入札をしたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者の定める入札条件に違反したとき。

(失格)

第9条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 事前に公表した予定価格を超える入札をしたとき。
- (2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をしたとき。
- (3) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しないとき。
- (4) 次条第1項の規定に基づく再度入札を行う場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をしたとき。

(再度入札)

第10条 予定価格を事後公表とした競争入札の案件で、入札参加者の入札金額が予定価格の範囲内にはないときは、再度入札を行う。なお、再度入札を行う場合は、原則として初回の開札の翌日（観音寺市の休日を定める条例（平成17年観音寺市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日。）に開札を行うものとする。

2 初回の入札において、無効の入札をした入札参加者又は失格となった入札参加者は、再度入札に参加することができない。

3 入札執行回数の限度は、原則として初回の入札及び再度の入札の2回とする。

(落札者の決定)

第11条 契約担当者は、入札参加者のうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした入札参加者を落札者とするものとする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を下回らない最低価格の入札をした入札参加者を落札者とするものとする。

2 契約担当者は、落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、運用基準7(4)に規定する電子くじにより落札者を決定する。

3 落札者が決定した場合は、その結果を全ての入札参加者に通知するものとする。

(最低価格の入札参加者以外を落札者とするができる場合)

第12条 契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、最低価格をもって入札した入札参加者であっても、次に掲げる項目に該当するときは、その入札参加者を落札者とせず、その他の入札参加者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加者を落札者とするができる。

(1) その入札参加者の入札価格によっては、その入札参加者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。

(2) その入札参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認めるとき。

2 契約担当者は、前項に該当する事案が生じた場合には、当該落札の保留とした上で観音寺市工事請負等審査委員会の意見を徴し、落札者の決定又は新たな入札を行うことができる。

(工事費内訳書の提出)

第13条 工事費内訳書の提出を求めた場合は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書(押印不要)を電子ファイルとして作成し、電子入札システムにて入札書に添付する方法により提出しなければならない。

2 工事費内訳書の項目は、監督職員が指定したものとし、記載内容は少なくとも数量、単価及び金額を明らかにするものとする。

(契約保証金の納付)

第14条 落札者は、契約を締結する前に契約保証金を納付しなければならない。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。

3 契約保証金には利子を付さないものとする。

4 契約内容の変更により、契約金額の増減があった場合は、その割合に従って契約保証金を増減することができる。

5 契約保証金の納付は、利付国債の提供(持参に限る。)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第15条 契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金を減免することができる。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約書の提出)

第 16 条 落札者は、当該落札した契約について所定の書式にて契約書を作成し、記名押印の上、落札決定の日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、関係書類を添えて契約担当者に提出するものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第 17 条 観音寺市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年観音寺市条例第 55 号）の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後に仮契約を締結し、観音寺市議会の議決を得た場合において契約が確定する。

(異議の申立て)

第 18 条 入札参加者は、入札後この心得、契約条項、設計図書、現場その他の条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

この心得は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。